

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十九号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第五十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の佐賀中部農林事務所の項中

農村環境課	海岸・防災課
を	
農村環境課	に改める。

第四条第一項の林務課の分掌事務の第十四号中「審査及び」を削り、同条第二項第十一号、第十六号及び第十七号中「（佐賀中部農林事務所を除く。）」を削り、同項第十八号中「武雄農林事務所に限る」を「唐津農林事務所を除く」に改め、同項第十九号中「（佐賀中部農林事務所を除く。）」を削り、同項第十九号の二中「唐津農林事務所に限る」を「武雄農林事務所を除く」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。